

森林組合だより

〒990-2374 山形市替所14番2
TEL.023-644-0053
FAX.023-644-0061
ホームページアドレス
<https://yamakku.hp.gogo.jp>
E-mail yamakku@amber.plala.or.jp



べにっこひろばに木製すべり台贈呈



コパルに木製ベンチ贈呈

山形市産スギ材の木製遊具を 児童遊戯施設に贈呈しました

～べにっこひろばにすべり台、コパルにベンチ～



贈呈式の様子



伐採木をプロセッサ(令和5年9月購入)で枝払い・玉切・集積

山形市の建築物における木材の利用促進に関する基本方針に基づき、山形市産材の利用促進を図るため、山形市と山形地方森林組合をはじめとする十六団体が令和五年七月十四日に山形市産材利用拡大連携協定を締結しました。山形市内における木材の安定した供給・利用体制を構築し、木材の利用を促進するとともに、建築技術者等の人材育成に努め、森林・木材産業の活性化及び持続可能な社会の実現並びに山形市ゼロカーボンシティの実現等に貢献することを目的としています。

このたび、山形市産材利用拡大連携協定における事業の第一弾（キックオフイベント）として、山形地方森林組合が事業主体となり、農林中央金庫の国産材利用拡大活動の助成を受け、山形市内の児童遊戯施設に木製遊具を寄贈しました。当組合が皆伐した山形市妙見寺地区のスギ材を活用し、天童木工株式会社より作成いただきました。なお、すべり台の側面デザインは公募により決定しました。

令和六年三月十八日に山形市役所で寄贈式、二十二日に山形市児童遊戯施設べにっこひろばに木製すべり台、シエルターインクルーシブプレイスコパル（山形市南部児童遊戯施設）に木製ベンチを贈呈いたしました。

お子さんには大変喜ばれました。木のぬくもりを感じながら、長く使っていただくことを願っています。

第四十九回通常総代会開催

令和五年度総代会提出議案

第四十九回通常総代会を二月二十八日午後一時三十分より協同の杜J A研修所において、三年ぶりに来賓を招待するなど、コロナ前の方式に戻し開催しました。

来賓として、村山総合支庁長様、山形市長様、上山市長様、山辺町長様、中山町長様、山形県森林組合連合会代表理事会長様（いずれも代理）のご臨席を賜りました。

議長には、長岡恒多夫氏（山辺町）を選任し、提出された七議案について審議がなされ、すべて原案のとおり可決承認されました。

◎第一号議案

令和五年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、注記表、附属明細書承認の件

◎第二号議案

令和六年度事業計画設定の件

◎第三号議案

令和六年度借入金最高限度決定の件

最高限度額 六、五〇〇万円（うち林業機械購入一、五〇〇万円）
但し、転貸資金も含む。

◎第四号議案

令和六年度余裕金預入れ先金融機関決定の件

山形農業協同組合、(株)山形銀行、(株)さらやか銀行、(株)ゆうちょ銀行

◎第五号議案

令和六年度一組合員に対する貸付金並びに債務保証の最高限度決定の件

最高限度額 五〇〇万円

但し、転貸資金は理事会一任とする。

◎第六号議案

令和六年度役員報酬決定の件

理事報酬 三七八万円以内

監事報酬 四七万円以内

◎第七号議案

令和六年度造林補助金取扱手数料率決定の件

造林補助金の一〇パーセント以内

令和六年度運営基本方針

当組合における木材産業の役割として、森林整備を着実に進め、原木の購入を通じて林業と地域の活性化を支えることを担っており、森林の持つ多面的機能を維持し、再生可能な森林資源の循環利用のために、「伐ったら植え、育て、使

い、また植える」のサイクルを継続してまいります。

本年度の皆伐再造林は山形市で二ヶ所、山辺町で一ヶ所実施いたします。昨年九月に高性能林業機械（プロセッサ）を導入したことにより、これまで以上に経費を削減しての施業が可能になりました。森林所有者の皆様には、より多くの利益還元できるよう、補助金を活用してフォワーダ導入を進めてまいります。また、これまで同様に人材育成を促進しながら事業量の安定確保にも併せて努めてまいります。

●指導部門

総代・林業推進委員研修会開催や広報誌発行により、情報の提供に努めます。また、職員が地域林業の担い手となるよう研修会に出席し、知識や技術向上に努めてまいります。

●販売部門

昨今の薪ストーブの普及やキャンプの流行によって薪の需要は安定しており、令和五年に組合直営で生産した乾燥薪は完売しました。広葉樹原木の仕入れ先の工夫や造材作業の効率化に努め、地域の「薪の駅」として持続可能な薪供給に寄与

総代会出席、議案賛否の内訳 実出席76名、書面出席78名 計154名				
第1号議案	実出席	賛成	75	不賛成0
	書面出席	賛成	77	不賛成0 無効1
第2号議案	実出席	賛成	75	不賛成0
	書面出席	賛成	77	不賛成0 無効1
第3号議案	実出席	賛成	75	不賛成0
	書面出席	賛成	77	不賛成0 無効1
第4号議案	実出席	賛成	75	不賛成0
	書面出席	賛成	77	不賛成0 無効1
第5号議案	実出席	賛成	75	不賛成0
	書面出席	賛成	77	不賛成0 無効1
第6号議案	実出席	賛成	76	不賛成0
	書面出席	賛成	76	不賛成0 無効2
第7号議案	実出席	賛成	75	不賛成0
	書面出席	賛成	77	不賛成0 無効1
※総代定数200、現在数190 実出席賛否数に議長を含まない				



してまいります。

● 森林整備部門

【森林整備事業】

官公庁の委託事業の他、森林経営管理制度によって新たに創出される事業についても積極的に参加してまいります。

施業集約化事業においては、皆伐再造林を主軸として、昨年導入した高性能林業機械もフル稼働することでコスト削減を図りつつ、組合員の所得向上に努めます。

【利用事業】

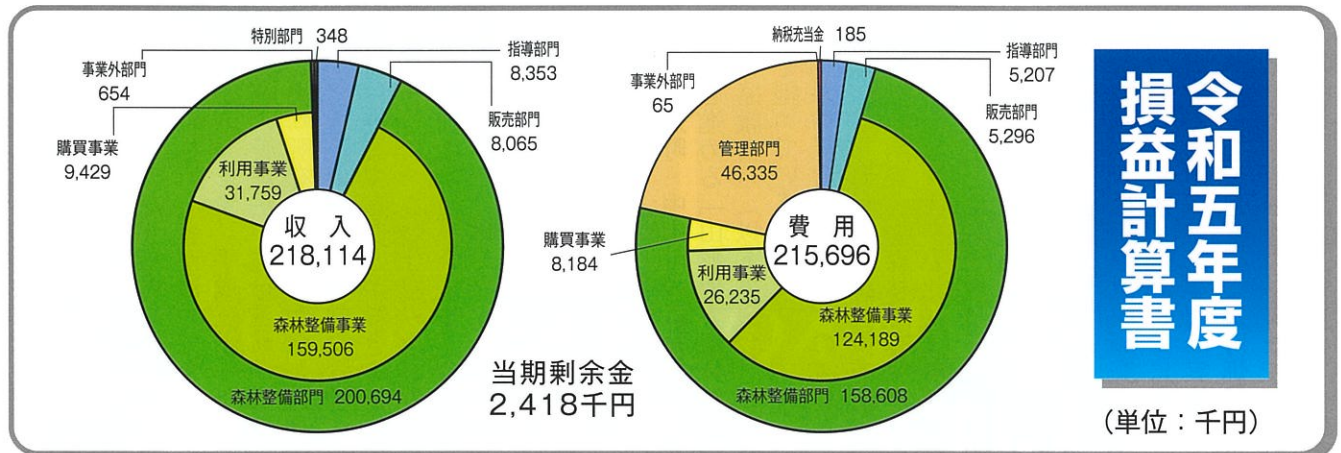
企業や団体、一般住宅からの伐採・草刈等の依頼に積極的に対応することで、地域住民と交流を図りながら、事業の幅を広げてまいります。

【購買事業】

直売所「やまつくハウス」を拠点に組合員の生産した特用林産物などを販売し、組合員の所得向上に努めます。また、電子決済を導入し若年層の利用客も増えるよう集客に努めます。

【金融事業】

有利な制度資金の利活用の推進を図ります



組合長挨拶

代表理事組合長 庄司 稔

山の緑もいちだんと濃く目に映る季節となり、組合員の皆様におかれましては、益々ご健勝の事とお慶び申し上げます。

また、平日頃より当組合活動に対し、ご協力とご支援を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、当組合の状況ですが、職員が十三名体制の中、職員一人一人が事業目標に向かって取り組んでおります。林産振興係(木を伐り、植える・草刈等の管理をする)では、昨年度購入しました高性能林業機械プロセッサで安全を最優先に、作業効率を考慮しながら作業にあたっております。

森林整備係(山の境界明確化、集約化事業)では、戦後造林した人工林が伐期齢を迎え豊富な森林を無駄にしない為にも、組合提案による皆伐再造林に四年前より取組んでおり、「伐つて、使つて、植える」という資源の循環利用を進めており、山林の若返りの事業と森林所有者への還元を行っております。

現在、林業にたずさわる職員が減少

している中、四月より東北農林専門職大学が開学しました。われわれ林業にたずさわる者として大変期待を寄せられているところです。林業のイメージとして「きつい・汚い・危険」と思っている皆さんがいらつしやいます。興味がありましたら、当組合に見学を来て見ていただければ、新しい林業の姿が見えてくると思っております。

今年度より、国内に住所を有する個人に対して年額千円の森林環境税の課税が開始されるようになります。皆さんにおかれましても、先人が大切に守ってきた森林を見つめ直す機会でもないでしょうか、機会があれば所有している森林を見ていただきたいと思っております。見た中で隣の所有者との境界やはっきりした場所などわからないことなどがありませんでしたら、当組合に相談していただければ、一番早くわかるのでは無いかと思います。

結びに、協同の理念と誇りある仕事を通じて、組合員の皆様より信頼され続けられる様、職員一同事業に務めてまいりますので、変わらぬご支援とご協力を賜ります様お願い申し上げます。幸をお祈り申し上げ挨拶とさせていただきます。

業務だより

組合員情報変更の際は届出やい

組合員が亡くなって数年経過してから出資証券が出てきたり、転居が理由で郵送物が宛先不明で戻ってくる場合があります。

次に該当する場合は、変更届が必要で

○住所変更

○相続等による名義変更

相続加入(名義人変更) または脱退の手続をしないと、古い情報が残ってしまいます。相続加入届は相続がわかった日から十ヶ月以内に提出して下さい。相続加入届提出期間を従来の九十日より延長し、組合員の皆さまにも安心してお手続きいただけます。

昨年に続き、森林組合だよりに変更届を入れております。該当する方は、ご提出をお願いします。

なお、脱退の場合は手続が別になりますので、お問い合わせください。

★組合員であるメリット

- ・森林情報を無料で提供します
- ・集約化事業や直売所出荷の手数料等を軽減しています

山形地方森林林業活性化協議会より

わが国の森林の所有構造はほとんどが一〇ヘクタール未満と小規模

零細であり、当組合の管内も例外ではありません。長く続く木材価格の低迷等により森林離れが進み、日常的に山に入ったり境界を知っていたりする森林所有者が減ってきている現状があります。平成三十一年より森林経営管理法が施行され、この法律により所有者が自ら手を入れることができない森林の経営や管理を市町村に委託することができるようになりました。この仕組みを「森林経営管理制度」といいます。この制度を使うことで、個人所有の小規模な山林をまとめて(集約化)、効率的な経営や適正な管理を進めることができるようになります。山形地方森林組合では、管内の山形市・上市市・山辺町・中山町の森林経営管理制度を進める「山形地方森林林業活性化協議会」(以下協議会)の事務局を担っています。

「森林経営管理制度」の流れとしては、①市町村から森林所有者の方への意向調査 ②森林所有者から市町村へ経営管理を委託 ③市町村が森林を調査し委託を受ける ④市町村から経営管理に適した森林を林業経営者に委託 ⑤経営管理に適さない森林を市町村で管理 となります。協議会では①の意向調査を主に担当しています。これまでにすべての市町で意向調査を一回は実施し、山形市上宝沢地区と山辺町畑谷地区ではすでに森林への施業まで行われています。

森林所有者の方からよくいただく質問として、制度の対象となる森林は一〇年以上手入れされていないスギやカラマツの人工林です。預ける期間は七〜一五年間の市町によって決まった期間です。所有森林を預けている期間中は立木の伐採はできなくなります。山菜取りやきのご栽培に入ることとは可能です。なお、森林所有者への費用請求は一切ありません。

令和六年度は山形市の蔵王温泉地区・関沢地区・下宝沢地区の人工林を所有する皆様に意向調査を実施します。お持ちの森林について意向調査のアンケートが届いた際はご回答をお願いいたします。意向調査についてご不明な点があればお気軽にお問い合わせください。また、意向調査の他にも普及活動として「薪づくり講習会」や「きのこの菌打ち体験」を予定しておりますので、ご興味のある方はぜひご参加ください。

直売所「やまっく」より

クレジット、電子マネー、バーコード決済の支払いもできるようになりました

●営業時間 午前9時～午後4時30分

●休業日 なし(4～12月。冬期は別)

ただし、お盆休み8月11日から18日はお休みとなります

※そば屋は毎週水曜日が定休日です

春は山菜、秋はキノコ、組合員生産の農産物、キャンプ用の薪や米(JA山形市キャンプ米)などを取り扱っています

次のときは届け出が必要です

書類名	提出名	内容
森林の土地の所有者届出書	取得した土地のある市町村役場	個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地の所有者となったときは、所有者となった日から90日以内に提出して下さい。
※保安林以外の伐採 伐採及び伐採後の造林の届出書	森林所在地の市町村役場	伐採を始める日の90日前から30日前の間に提出して下さい。
※保安林の伐採 保安林(保安施設地区)内 立木伐採許可申請書	森林所在地の都道府県知事(当組合管内は村山総合支庁)	保安林の場合は、伐採を始める前に県知事に提出します。間伐・皆伐で提出期限が違いますので、ご相談下さい。
組合員に関する届出	森林組合	相続加入(名義人変更)、脱退等は、組合備え付けの届け出を提出して下さい。 ※今回は、広報誌内にはさんだ変更届での提出で構いません。

総代・役員は令和七年二月に満了となります。今年十月中旬から十一月にかけて、各地区で改選に関する説明会を開催します。総代・林業推進委員の皆様にご案内しますので、ご出席をお願いします。

発行・編集
印刷
山形地方森林組合
印刷
山形地方森林組合
印刷

電話(株) 6434632
電話 6440053